

広島県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>4 前条の規定は、公印の刷り込みをした文書の保管及び受け払いをする場合並びに公印の刷り込みをした文書が汚損若しくは破損し、又は様式の変更その他の理由で不要となつた場合に準用する。この場合において、前条の規定中「公印を押印した文書」とあるのは「公印の刷り込みをした文書」と、「公印事前押印文書」とあるのは「公印刷り込み文書」と、<u>「公印事前押印文書受払簿」とあるのは「公印刷り込み文書受払簿」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>3 第十一条第二項の規定は、前項の審査を受けようとする場合に、前条の規定は、公印の刷り込みをした文書の保管及び受け払いをする場合並びに公印の刷り込みをした文書が汚損若しくは破損し、又は様式の変更その他の理由で不要となつた場合に準用する。この場合において、前条の規定中「公印を押印した文書」とあるのは「公印の刷り込みをした文書」と、「公印事前押印文書」とあるのは「公印刷り込み文書」と、<u>「公印事前押印文書受払簿」とあるのは「公印刷り込み文書受払簿」と読み替えるものとする。</u></p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>3-199</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

別表（第2条関係）

番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>3</u>	//	//	<u>方 27</u>	会計管理部 総務事務課
<u>4-200</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。